

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業所 介護老人福祉施設こぶし 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人クピド・フェアが開設する介護老人福祉施設こぶし（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、施設で指定短期入所生活介護・指定介護予防短期入所生活介護事業（以下、「介護サービス」という。）の提供に当たる従業者（以下「職員」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 事業所の職員は、要介護状態等になった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るよう努めるものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携により、介護サービスの提供の開始前から終了に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 介護老人福祉施設こぶし
- (2) 所在地 岩見沢市志文町 301 番地 9

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤専従1名）
常勤にて専ら施設の職務に従事し、施設職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。また、職員に必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 1名（嘱託医1名）
入所者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 2名（常勤兼務1名、常勤専従1名）
入所者の生活相談、処遇の企画や実施、介護計画の作成等を行う。
- (4) 介護職員 63名（常勤専従50名、常勤兼務2名、非常勤専従11名）
入所者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 6名（常勤専従5名、非常勤専従1名）
入所者の保健衛生並びに看護・介護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 2名（常勤専従2名）
食事の献立作業、栄養計算、入所者に対する栄養指導等を行う。
- (7) 機能訓練指導員 3名（常勤専従1名、常勤兼務1名、非常勤専従1名）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、またはその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 4名（常勤兼務3名、常勤専従1名）
介護支援専門員は、利用者に対して介護サービス計画を作成し、必要に応じて居宅サービス事業者等との調整を行なう。また、介護支援サービスの提供及び市町村からの委託に基づく要介護認定調査業務に当る。
- (9) 調理員（業者委託）
給食業務を行う。

(利用定員)

第5条 事業所の利用者の定員は5名とする。

- 2 前項に定めるほか、併設する特別養護老人ホームの入所定員の範囲内において、入院等をした入所者の居室を利用して、指定短期入所生活介護等を提供できるものとする。

(介護サービスの内容)

第6条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴、清拭による清潔の保持
- (2) 排泄の自立の援助
- (3) 離床、着替え、整容その他日常生活上の世話
- (4) 食事の提供及び栄養管理
- (5) 生活機能の改善又は維持のための機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 家族に対する相談、助言などの援助
- (8) その他のレクリエーション行事などのサービス提供

(利用料)

第7条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスである時は、その1割の額とする。

- 2 前項のほか、別表に掲げる料金の支払を受ける。
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、入所者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第8条 通常事業の実施地域は、岩見沢市内とする。

(介護サービス利用にあたっての留意事項)

第9条 利用者はサービスの提供を受ける際には次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 利用者は努めて健康に留意すること。
- (2) 健康状態に異常がある場合には、その旨申し出ること。
- (3) 管理者及び職員による安全管理上の指示には必ず従うこと。
- (4) 定められた場所・時間以外に喫煙又は飲酒をしてはならない。
- (5) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけてはならない。
- (6) 家族等、緊急時等の連絡先を必ず申し出ること。
- (7) 第11条で定める非常災害対策に可能な限り協力すること。

(緊急時などにおける対応方法)

第10条 事業所の職員は、現に介護サービスの提供を行っている時に利用者の身体に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力病院へ連絡し、医師の指示に従う。なお必要

に応じて適切な措置を講じなければならない。

（非常災害対策）

第 1 1 条 非常災害に際して消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画を行い、避難、救出訓練の実施等の対策を行う。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、社会福祉法人クピド・フェア消防計画によるものとし、非常時・災害時の対策としては建物を所有する法人及び他の併設施設と協力し避難・初期消火を実施する。また、予防として訓練に参加する。

（事故発生時の対応）

第 1 2 条 利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに利用者の家族、保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

2 利用者に対する介護サービスの提供により施設の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は誠意をもって損害賠償を行う。

（居宅サービス計画に沿ったサービスの提供）

第 1 3 条 居宅サービス計画が作成されている利用者については、当該計画に沿った介護サービスを提供するものとする。

（サービス提供の記録）

第 1 4 条 介護サービスを提供した際には、提供日及び内容等必要事項を利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準じる書面に記載しなければならない。

（利用者に関する市町村への通知）

第 1 5 条 利用者が、正当な理由なく介護サービスの利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、偽りや不正な行為によって保険給付を受けた、あるいは受けようとしたときは、市町村に対して通知するものとする。

（虐待の防止のための措置に関する事項）

第 1 6 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

2 事業所は、虐待防止委員会を設立・運営し、虐待の防止に関する責任者を選定し、併せて成年後見制度の利用について支援を行い、障害者・高齢者虐待防止に関して定期的に協議するものとする。

（苦情処理）

第 1 7 条 その提供した介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 その提供した介護サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 その提供した介護サービスに関する国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに

に、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

（重要事項の揭示）

第18条 運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示する。

（秘密保持等）

第19条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

2 事業所の職員であった者が、正当な理由がなく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。又、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。

3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ利用者又は家族の同意を得る。

（その他運営についての留意事項）

第20条 事業所は、介護従事者の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（1）採用時研修 採用時1か月以内

（2）継続研修 年2回

第21条 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は社会福祉法人クピド・フェア理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は2025年6月1日より実施する。

別表

利用者負担段階		負担限度額(1 日)	
区分	対象者	滞在費(個室)	食費
第 1 段階	市民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	880 円	300 円
第 2 段階	市民税非課税世帯の方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間 80 万円以下の方	880 円	390 円
第 3 段階	市民税非課税世帯の方で上記第 2 段階以外の方 市民税課税層における特例減額措置が適用される方	1,370 円	650 円
第 4 段階	上記以外の方	2,066 円 (負担限度額なし)	1,445 円 (負担限度額なし)

項 目	金 額	備 考
食 費	朝食 395 円 昼食 560 円 夕食 490 円	ご契約者に提供する食事にかかる費用
複写物	1 枚につき 10 円	
日常生活費	1 日あたり 50 円	申し出に伴う日常生活費 私物洗濯代(外部委託)、シャンプー、石鹸、タオル、 バスタオル(入浴用)、歯ブラシ、歯磨き粉
電気料金 (私物持込)	1 日あたり テレビ 10 円 冷蔵庫 20 円	
ユニット型個室 滞 在 費	1 日 2,066 円	